

重点提案・要望書

長野県町村会

重点提案・要望項目

- 1 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進・・・・・・・・・・ 1
- 2 情報化施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 地域医療・保健体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 野生鳥獣被害対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 観光振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実・・・・・・・・ 16
- 7 河川の整備促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

1 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進

< 提案・要望内容 >

- 1 実効性のある地方創生への取り組み
県内全ての町村が、それぞれの総合戦略に掲げる目標の実現へ自主的・主体的に取り組めるよう、町村の地方創生推進交付金等の活用に向けた支援を行うとともに、県と市町村、官民協働、地域間連携など多様な連携の中から、地方創生の横展開が図られるよう、連携に向けた広域的施策を更に推進すること。
- 2 人口減少対策の推進
 - (1) 人口減少の抑制を図るため、「婚活、妊娠、出産、子育て支援」について、国の交付金等を活用する中で、更に一貫した支援を行うこと。
 - (2) 未婚化・晩産化に伴う少子化の進行を抑制するため、町村と緊密な連携体制の元、県主導により結婚につなげるための移住支援、県内企業の協力推進、結婚支援情報の提供などのサポート体制を更に充実させること。
 - (3) 大都市圏から地方への人口還流を促進し、地域の活性化を図るため、移住交流者の受け入れ態勢支援を充実すること。特に、高齢者の移住の受け入れについて、受け入れ町村の財政負担に配慮した仕組みを構築・充実するよう国に対し働きかけること。
- 3 人口定着に向けた地域経済・雇用対策の推進
 - (1) 地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用の創出を図るため、地方創生に関連した創業・立地や6次産業化等の施策に対する支援を充実させるとともに、必要な法整備を行うよう国に対し働きかけること。

- (2) 地域の活性化を図るため、商業基盤の整備や空き店舗の利活用など、地域コミュニティの再構築を含めた、商店街の活性化に対する支援の拡充を図ること。
- (3) 働くすべての人が自らの能力を発揮し、人生を楽しむことができるための「働き方改革」を推進するとともに、長野県の特徴を生かした多種多様な働き方・暮らし方の創造・定着を図ること。特に、人口流出や移住定住促進の観点において、女性や若者の働く場の確保や環境整備を推進すること。

<現況・課題>

今、我が国が直面している少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、更には将来にわたる成長力を確保することは、国と地方がともに総力を挙げて取り組むべき最重要課題であります。

我々町村においては、かねてより地域の実情に応じた人口減少の克服と地域の活性化に取り組んできましたが、国の地方創生の流れの中で、昨年度「地方版総合戦略」を策定し、その地域の実情に即した具体的な地方創生への事業展開を推進しているところであります。

町村が策定した総合戦略を長期的視点において実施し、その成果を達成するためには、国や県、地域間の緊密な連携・協力とともに、町村が主体的に実施する施策を財政的・制度的に支援する国の役割と、弊害となる規制や省庁間の縦割りを廃し、地方の目線に立った真に実効性の伴った政策を速やかに実施することが必要であります。

更には、地方創生の効果を日本全体に波及させるためには、新たな連携等からの横展開により相乗効果を生み出すことが重要であり、広域連携基盤の強化や推進のための支援体制の強化や政策展開が必要であります。

我が国においては、急速な少子化が進んでおり、世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下衰退、生産年齢人口や労働力人口の減少などから、経済成長へのマイナスの影響や、社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念されております。

人口減少を克服し、少子化に歯止めをかけるためには、大都市圏の

一極集中を是正し、地方への人口還流を促進することが重要であり、国の主導における更なる政策展開と、地方の受け入れ態勢の充実が必要不可欠であり、粘り強い継続した実施を求めるものであります。

また、人口減少対策の一環として、結婚支援、ワークライフバランス、男女共同参画社会とともに、子育ての価値や魅力についての啓発活動などの、総合的な施策を推進する必要があります。地方が、地域の実情に応じて、出会いから、結婚、妊娠・出産、子育て、雇用対策を含めた総合的な対策を中期的に展開していくためにも、国においては、地方が独自に行う様々な取り組みに要する財源を継続確保するなど、積極的な支援が望まれております。

昨今の国の経済情勢は、これまでの長期にわたる景気の低迷から緩やかに回復しつつあるものの、農山村地域等における農林業や商工業は、過疎化・高齢化の進行等により、著しく衰退しているのが現状であり、地域資源を活用した新たなビジネスによる地域雇用創出や、地域コミュニティ拠点としての役割を持つ中小小売店や商店街などの地域産業の再生が必要であります。

活気ある農山村地域を取り戻し、地方創生の観点である「稼ぐ力」、「地域の総合力」、「民の知見」を引き出すため、計画に基づく地域の主体的な取り組みに対し、財政面や制度面での積極的な支援を求めるものであります。

また、人口減少・少子高齢化社会において、誰もが生きがいを感じる社会環境の構築とともに、家庭や職場などのあらゆる場面において自らの能力を生かし活躍できる「一億総活躍社会」の意義においては、多種多様な働き方や暮らし方の創造と定着が必要不可欠であります。特に、多くのポテンシャルを秘める女性、また次世代の労働力を担う若者の働く場の確保や労働環境整備の推進を求めるものであります。

2 情報化施策の推進

< 提案・要望内容 >

- 1 市町村の情報システムの共同化支援
 - (1) 市町村が行う情報システムの共同化（基幹系・内部情報系）にあたっての共通運用経費に対し、財政支援を講じるよう国に対し働きかけること。
 - (2) 情報システムの共同化（基幹系・内部情報系）の実施及び推進について、人材派遣及び関連する財源措置を継続的に講じること。

 - 2 社会保障・税番号制度の円滑な導入
番号制度については、県民にとって最適なシステムを構築するため、県と市町村が情報を共有し、個人番号の利活用策について一体となって検討する等、県として積極的に取り組むこと。

 - 3 情報セキュリティ対策の推進
 - (1) 町村が維持管理、運用する情報システム及び付随のネットワーク等に対するサイバー攻撃は、番号制度の導入に伴い、更に高度化しているが、町村は膨大な住民情報を保有しているため、その機密性を堅持するための技術的・財政的支援を講じるよう国に対し働きかけること。
 - (2) 県で導入を進めている自治体情報セキュリティクラウドの構築・運用に係る経費は、事業主体である県において応分を負担し、市町村の負担を極力抑えること。
-

<現況・課題>

町村は様々な情報システムを導入し、更に業務実態や法律等の改正によりシステムを改修し運用しておりますが、情報技術の進歩は非常に速く、行政職員と業者の専門的知識の格差が広がる等の理由により、システムの保守・運用を同一業者に長期間依存し、結果、経費は高止まりし、経費は年々増加している状況であります。運用等経費の削減、業務負担の軽減には、国が推進する自治体クラウドの導入が有効であり、更に情報システム（基幹系・内部情報系）の共同化の推進や運用に対して、更なる財政支援等を求めるものであります。

社会保障・税番号制度は、国による情報基盤整備であり、広く国民に周知し理解を得るとともに、個人情報保護やセキュリティ対策が万全な中での運用が大前提であり、そのために町村が行う既存システムの改修や、また運用経費については全額国が負担するべきであります。しかし、総務省・厚生労働省から公表されている社会保障・税番号制度システム整備補助金の交付要綱等では、対象経費によっては補助率設定があり、町村の超過負担が生じる恐れがあることから、国の責任による財源措置が必要であります。

町村では、システムやネットワーク等を維持管理・運用し、住民に対するサービスを提供していますが、日々多様化するサイバー攻撃は、番号制度の導入に伴って更に複雑化を増しております。町村の扱う住民情報は膨大であり、その機密性堅持のために、町村に対する更なる技術的、財政的な支援が必要であります。

高度な情報セキュリティ対策を構築するため、県と市町村とが協力の元、自治体情報セキュリティクラウドの導入が進められておりますが、本事業に対する国の補助金は、事業主体である県へ交付され、更には県内市町村の情報セキュリティ水準の確保は、県の役割が重要であると国において示されております。県全体として情報セキュリティ水準を更に確保していくためには、県におけるセキュリティ対策の推進とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築・運用に係る経費は、県が応分を負担する必要があります。

3 地域医療・保健体制の充実

< 提案・要望内容 >

1 医師の確保

(1) 地域別、診療科別の医師の偏在を是正し、地域に根差した医師の育成を図るため、信州型総合医の養成を強力に推進すること。

また、医師等の適正な配置が行えるよう、一定期間、医師不足地域への勤務を義務付けるなど、抜本的な対策を講じるよう国に対し働きかけること。

(2) 産婦人科医の不足や地域偏在が深刻で、分娩を取り扱う施設が減少していることから、産婦人科医の勤務環境の改善に向けた支援を一層充実させること。

(3) 女性医師がライフステージに応じて働き続けることができるよう、保育制度や再就業支援の拡充等に取り組むこと。

2 保健師等の確保

保健師、助産師、看護師等の養成・確保を図るとともに、働き続けられる就労環境の整備を促進することによる職場への定着化や、復職しやすい環境等の整備を図ること。

また、広域連携等の検討を推し進め、人材の確保を促進すること。

< 現況・課題 >

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医師の育成、確保が求められています。

このような中、本県の医師数の状況を見ると、医師総数自体は緩やかに増加していますが、全国順位では31位と依然低く、都市部に医師が集中する地理的偏在が顕著であり、地域の拠点病院・診療所等にお

いて医師が不足しております。特に産婦人科については、平成 27 年 3 月上旬から市立大町総合病院にて分娩の取扱いが休止となり、平成 28 年 4 月からは飯山赤十字病院においても分娩の取扱いが休止となりました。市立大町総合病院においては分娩の取扱い休止から 7 ヶ月後に再開となりましたが、飯山赤十字病院においては再開の目途が立っておりません。地元の地域での出産ができない状況が相次いで発生し、深刻な事態となっています。

については、県において、医師不足地域に十分配慮したきめ細やかな制度を講じるなど、実効性を高めるような仕組みを早急に構築することが必要であります。

また、高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、保健医療サービスに対する需要の多様化、医療技術の高度化等を背景に、医療従事者の育成、確保が求められています。医療従事者数の状況を見ると、本県は全国的に高い水準にありますが、偏在が顕著であり、小規模町村の拠点病院・診療所等においては、医療従事者が不足している状況であります。

については、県において、医療従事者不足地域に十分配慮したきめ細やかな施策を講じるとともに、医療従事者の養成確保と勤務環境の改善が必要であります。また、市町村における医療・保健・福祉等人材確保検討ワーキンググループでの広域連携等による人材確保の検討をはじめ、人材確保について県独自による取組みの推進が求められています。

< 町村における診療科別の医師数及び不足医師数の状況 >

内科・外科・麻酔科・救急科などの医師不足は、手術や入院患者への対応に支障がでているほか、在宅患者への十分な診療を行えない状況。

また、特に深刻な小児科・産婦人科の医師不足は、少子化をより一層加速させる要因であり、人材の確保は喫緊の課題。

<長野県の医師数>

医療施設従事医師数の年次推移

(単位：人)

年 度	H16	H18	H20	H22	H24	H26
医 師 数	4,019	4,159	4,264	4,412	4,508	4,573
対人口 10 万人①	181.8	190.0	196.4	205.0	211.4	216.8
(全国の対人口 10 万人②)	201.0	206.3	212.9	219.0	226.5	233.6
全国平均との差(①-②)	▲19.2	▲16.3	▲16.5	▲14.0	▲15.1	▲16.8
全国順位	35 位	33 位	33 位	33 位	31 位	31 位

<町村における病院・診療所の医師の状況> (H24年9月調査)

(1) 診療科別の医師数及び不足医師数【8病院・32診療所】

内科・外科・麻酔科・救急科などの医師不足は、手術や入院患者への対応に支障がでているほか、在宅患者への十分な診療を行えない状況。

また、特に深刻な小児科・産婦人科の医師不足は、少子化をより一層加速させる要因であり、人材の確保は喫緊の課題。

※産婦人科医の数は人口 10 万人あたり、全国 8.6 人、長野県 8.9 人

24 年度	常勤 医師 人	非常勤 医師 人	不足 医師数 人	24 年度	常勤 医師 人	非常勤 医師 人	不足 医師数 人
内 科	53	34	12	耳鼻咽喉科	1	3	3
小児科	9	6	3	皮膚科	2	2	1
外 科	23	5	6	泌尿器科	2	2	2
整形外科	23	10	8	放射線科	2	0	1
形成外科	2	2	1	麻酔科	5	2	3
脳神経外科	6	6	2	病理科	1	1	1
産婦人科	6	2	6	救 急	8	1	1
眼 科	2	11	4	合 計	124	77	42

(2) 医師確保に向けた町村での主な取組内容

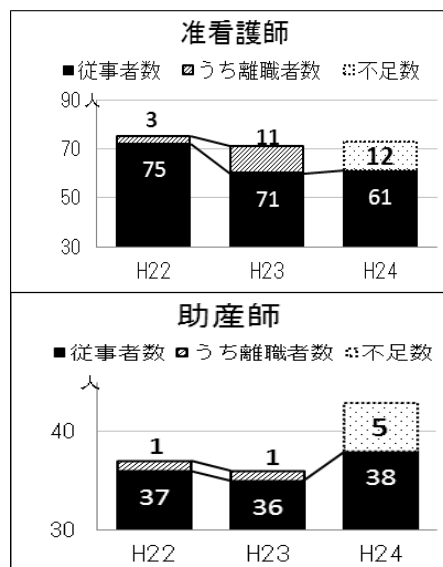
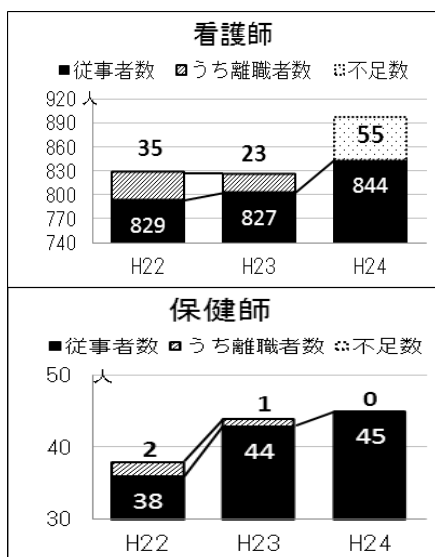
- 県関係機関、民間、大学等と連携した医師等の募集及びホームページ等への広告掲載
- 医師等への業務手当の増額、住宅家賃の負担、院内保育所の運営
- 初期救急受入に要する費用等、また、施設整備・医療機器導入に係る財政支援
- 医師、看護師・保健師等への修学資金貸与制度

< 町村における病院・診療所の状況調査 > (H24年9月調査実施 58町村より回答)

◇看護職員数及び離職者数の推移と不足数【8病院・32診療所】

結婚、妊娠・出産、他病院への転職（過酷な労働条件・労働環境による）等、離職に伴う人材を確保することが困難な状況。

人材不足により十分な医療体制の確保ができず、看護職員への負担が増大している。



4 野生鳥獣被害対策の推進

< 提案・要望内容 >

1 野生鳥獣被害対策の拡充

野生鳥獣による被害は、経済的損失にとどまらず、農林業従事者の意欲の減退や耕作放棄地の増加要因ともなるため、町村が被害防止計画に基づく取り組みを積極的に推進できるよう、鳥獣被害防止総合対策を一層推進するとともに鳥獣被害対策に関する交付金予算を十分確保するよう国に対し働きかけること。

2 国主導による広域捕獲の強化

国立公園や国有林等の国が面的管理をする地域等については、関係地方公共団体との十分な連携のもと、国主導により鳥獣被害対策を講じるよう国に対し働きかけること。

3 駆除従事者の育成・確保

有害鳥獣の個体調整を確実なものとするため新規銃猟者の育成と確保及び、専門的知識を有する人材の養成を図るとともに、多くの人が狩猟免許を取得できるよう、事前講習や試験の周知及び効率化に努めること。

4 捕獲鳥獣の利用及び処分

捕獲鳥獣については、ジビエ料理の普及等食肉利用を推進するとともに、食肉に利用できない場合の低コストな処分方法について検討すること。

5 人的被害を及ぼす有害鳥獣への対処

ツキノワグマ・ニホンザル・イノシシ等の有害鳥獣について、人的被害を防止するため、生息数を把握し個体数調整を適切に行うなど、積極的な対策を講じること。

< 現況・課題 >

野生鳥獣による農林業被害は減少傾向にありますが、被害額の多くを占めるニホンジカによる被害については、適正な生息密度へ誘導する個体数管理が必要不可欠であります。また、ツキノワグマ等の有害鳥獣に対して、人的被害を防止するため、適切な個体数調整などの積極的な対策が求められます。

これまで町村は、被害防止計画に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら侵入防止柵の整備や研修会の開催など、地域ぐるみの被害防止活動を進めてきましたが、今後も継続的に被害対策に取り組んでいくためにも、予算の確保が必要であります。

また、改正鳥獣保護法により、野生鳥獣の捕獲対策の強化が図られていますが、引き続き駆除従事者の育成・確保は大きな課題であるとともに、有効な技術の開発や専門家の育成が望まれます。

更には、生息域の拡大を効率的に防止するため、国や他県等と連携した広域的な捕獲対策の推進が必要であります。

< 参 考 >

1 鳥獣被害防止総合対策交付金

(1) 国予算の状況

年 度	H26	H27	H28
予算額	95 億円	98 億円	95 億円

(2) 長野県の状況（平成 28 年度）

（千円）

項 目	要望額(A)	内示額(B)	B/A
推進事業	81,800	52,505	64
捕獲事業	251,000	161,109	64
整備事業	245,681	142,174	58
合 計	578,481	355,788	62

2 野生鳥獣による農林業被害の状況

(単位：千円)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
農作物被害	852,900	794,203	733,950	706,915	641,800
森林被害	564,780	470,389	414,208	362,562	324,490
合 計	1,417,680	1,264,592	1,148,158	1,069,477	966,290

このほか、農林業被害がもたらす生産者の意欲の減退や耕作放棄地の発生、林木の剥皮による森林の水度保全機能の低下など、金額で表せない被害も深刻である。

3 ニホンジカの捕獲頭数の推移

(頭)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
狩猟捕獲	6,859	6,895	7,495	9,445	4,993
個体数調整	20,308	26,773	32,168	30,061	26,877
合 計	27,167	33,668	39,663	39,506	31,870

4 狩猟者登録数と60歳以上の割合

年 度	H22	H23	H24	H25	H26
登 録 数	6,046 件	6,045 件	5,925 件	5,788 件	5,856 件
60歳以上割合	64%	65%	64%	65%	65%

5 観光振興対策の推進

< 提案・要望内容 >

- 1 山岳高原を活かした観光地づくりの推進
 - (1) 山岳高原を活かした、世界的に評価される魅力ある地域づくりを推進するとともに、更に山岳観光地としての強みを活かすため、老朽化した自然歩道の改修などの環境整備や山岳地ガイドの養成・確保など、ハード・ソフト両面における財政支援及び体制の構築を図ること。
 - (2) 「世界水準の滞在型観光地づくり」を進めるため、モデル地域を先ず世界水準に引き上げ、全県的な底辺拡大を目指すこと。
また、隣接県等との広域連携を推進し、新たな観光客の誘致を図り、山岳観光の魅力を最大限に国内外にアピールしていくこと。
 - (3) 平成 29 年「夏の信州デスティネーションキャンペーン」の開催にあたっては、官民一体となって長野県への誘客拡大を図り、「山の信州」をアピールすること。
- 2 国際大会開催による地域観光・経済の振興
 - (1) 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックや 2019 年のラグビーワールドカップにおいて、訪日客や選手が開催地のみならず県内にも訪問できるよう体制や環境を整備すること。また、インバウンド観光による経済振興や、国際交流といった様々な効果が町村等の地域にも波及するよう積極的に取り組むこと。
 - (2) オリンピック開催県である長野県の実績を活かし、国際大会や事前合宿等を積極的に誘致し、スポーツ振興及び観光振興を図ること。

<現況・課題>

長野県は、豊かな自然、美しい農村風景、歴史や文化、さらには健康長寿の暮らし等、世界に誇れる地域資源を数多く有し、それらに魅せられ国内外から多くの観光客が県内を訪れています。

観光客のニーズが多様化する中で、独自の地域資源を磨き上げ、観光地としてのブランド化を図り、地域の活性化につなげていくことが望まれます。

また、長野県には、雄大な山岳やさわやかな高原、優れた雪質のスキーリゾートや多様な魅力にあふれる温泉など、世界に誇れる素晴らしい山岳高原環境を有し、国内外を問わず多くの観光客や登山者が訪れています。近年の登山ブームや観光ニーズの広域化、新たな国民の祝日である山の日の新規制定、平成 29 年夏のデスティネーションキャンペーンなどを踏まえ、「世界水準の山岳高原観光地の形成」に向け、世界から選ばれる観光地の構築を目指し、県と市町村が連携することはもとより、隣接県等とも連携を図りながら、県全体の振興発展に資するよう観光地づくりを進めていく必要があります。

経済対策等により円高・デフレからの脱却が図られつつあった国内経済は、町村部の地域経済が活力を取り戻すには至らないまま、再び不透明感を増している現状であります。

このような状況の中で、今後予定される東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップの開催は、競技の開催地のみならず国内外選手の事前合宿や、これに伴う観光客の訪問などによる経済波及効果が期待されます。また、より多くの観光客を誘客するためには、公共サインや公衆無線 LAN の環境整備が必要であります。

また、2018 年平昌、2022 年北京でのオリンピックの開催が予定されているところであります。オリンピック開催県である長野県の実績を活かし、国際大会や合宿を誘致し、県内のスポーツ振興及び観光振興への活用が期待されます。

<参 考>

【2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会】

- オリンピック競技大会
 - ・開催期間 2020年7月24日(金)～8月9日(日)
 - ・競技数 28 競技
 - ・参加国及び地域は 200 を超えることが予想される
- パラリンピック競技大会
 - ・開催期間 2020年8月25日(火)～9月6日(日)
 - ・競技数 22 競技

【2019ラグビーワールドカップ】

- ・開催期間 2019年9月20日～11月2日(予定)
- ・出場国 20 か国
- ・試合数全 48 試合
- ・国外からの観戦者予想は約 1 3 万人を上回るとされる。

【2018平昌オリンピック・パラリンピック競技大会】

- オリンピック競技大会
 - ・開催期間 2018年2月9日～2月25日
- パラリンピック競技大会
 - ・開催期間 2018年3月9日～3月18日

【2022北京オリンピック・パラリンピック競技大会】

- ・2015年7月31日クアラルンプールで開かれた第128次IOC総会で決定。

【長野県における取組】

- 公共サインの整備促進
 - ・官公庁作成のガイドラインに基づき、平成27年3月に「長野県公共案内標識整備指針」等を改正し、公共サインの統一を図ることとしている。
- 公衆無線LANサービスの提供の推進
 - ・民間宿泊施設、交通の要所や公共的な観光施設における無料公衆無線LAN環境の整備に対する支援を平成27年度に集中的に実施。

6 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実

< 提案・要望内容 >

1 道路の整備促進

- (1) 中部横断自動車道、中部縦貫自動車道、三遠南信自動車道の早期整備を図るよう国に対し働きかけること。
- (2) 国道 18・19・20・153・158 号の直轄事業を着実に進めるよう国に対し働きかけるとともに、県が管理する国道の整備が促進されるよう必要な財源を確保すること。
- (3) 国道、県道及び市町村道の均衡ある整備促進を図るとともに、町村が必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の必要額の確保について国に対し働きかけること。
- (4) 地域間の連携強化、交流拡大及び産業の発展に関して重要な役割を担う地域高規格道路の整備を促進するため、必要な財源を確保すること。
また、町村が必要とする県道等の整備を促進すること。
- (5) 災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送路の整備促進を図ること。

2 リニア中央新幹線関連道路等の整備促進

- (1) リニア中央新幹線の開通効果が県内各地に広く波及するよう、アクセス道路等の整備を促進するとともに隣接県との連携強化を図ること。
また、工事期間中の安全対策や環境への影響について十分配慮するとともに、JR東海をはじめとする関係機関との折衝にあたっては、地元自治体が県に相談する法律制度上の問題点や意見を十分勘案した上で県が中心となって進めること。

(2) リニア中央新幹線の工事に伴い、住民生活の安全安心を確保するために、地元自治体を実施する環境評価にかかる独自調査や、地元住民からの相談対応等にかかる経費に対し、財政支援措置を講じるよう国に対して働きかけること。

3 インフラ老朽化対策の充実

(1) 急速に進む社会資本の老朽化に対して、適切な維持管理や計画的な修繕更新等を着実に実施するとともに、現場を担う人材不足の解消のため、継続的に人材を育成・確保し、長期的・計画的に事業推進できる仕組みを構築すること。

また、町村が老朽化対策を計画的に実施できるよう、さらなる財政支援の拡充を図ること。

(2) 町村とネクスコ東日本・中日本が連携して実施する高速道の跨道橋の点検・修繕について、計画的かつ円滑に実施していくことができるよう、情報共有に努めるとともに、点検・修繕に係る町村負担の軽減を図るよう国に対して働きかけること。

<現況・課題>

道路は、産業基盤の形成や国民生活の利便性の向上、災害時における緊急輸送や救急医療など、欠くことのできない重要な社会基盤ですが、長野県内の道路網は未供用区間も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

また、社会資本整備総合交付金の配当額が、要望額に到底満たない状況にあり、道路建設にあたっての用地買収や橋梁の架橋が計画通りに進まない状況となっています。

道路網の整備を「費用対効果」で画一的に捉えることなく、地域の実情を十分考慮し、遅れている町村の道路整備を一層推していく必要があります。

リニア中央新幹線による利便性の向上や経済効果をより広範囲に波

及させるためには、長野県内各地から中間駅への幹線道路等の整備や、隣接県との連携を図る必要があります。

また、建設中の工事車両の通過等による周辺的生活環境の悪化や、トンネル工事等による水源への影響が懸念される中で、事業主体であるJR東海をはじめ、関係機関との折衝は町村だけで行うには限界があるため、県がその中心となって進めていく必要があります。

インフラ整備について、地域の生活・産業活動を支える社会資本は、多くが高度経済成長期に整備されており、老朽化が急速に進んでいます。

しかしながら、その社会資本の大半を管理する市町村では、点検・補修業務を担う技術職員が不足していることから、財源の確保とともに、国・県・市町村が情報や技術を共有・協力して老朽化対策を計画的に実施していく必要があります。

<参 考>

1 長野県内の道路整備水準

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

○道路延長

高速自動車道
317km〔都道府県別 6 位〕 (全国平均 178km)

国・県道 (指定区間を除く)
5,149km〔都道府県別 5 位〕 (全国平均 3,432km)

○改良率 (車道幅員 5.5m 以上)

国・県道 (指定区間を除く)
65.9%〔都道府県別 35 位〕 (全国平均 72.8%)

市町村道
11.0%〔都道府県別 42 位〕 (全国平均 18.0%)

2 リニア中央新幹線の経緯と予定

H23 年 5 月	国土交通大臣、JR 東海を建設・営業主体に指名 同社に建設の指示
H26 年 10 月	国土交通大臣による工事実施計画の認可
H27 年～	リニア駅周辺整備・リニア関連の道路整備
H39 年	東京一名古屋間開業予定

3 橋梁修繕等事業実施状況

(単位：百万円)

	橋梁補修	舗装修繕	点検・計画	道路防災	修繕系計	道路事業費に 占める修繕費率
H23 年度	224	237	159	505	1,145	18.2%
H24 年度	681	568	301	993	2,544	36.2%
H25 年度	1,750	652	88	993	3,484	40.0%
H26 年度	1,401	603	587	1,097	3,688	41.1%
H27 年度	2,496	1,468	126	1,854	5,944	40.1%

※H23～H25 は精算額、H26 は当初内示、H27 は概算要望額、事業費は社会資本整備総合交付金

7 河川の整備促進

< 提案・要望内容 >

- 1 護岸整備等、河川の整備促進を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- 2 町村が行う防災上必要な準用河川や沢の改修及び維持管理への財政支援等の拡充を図ること。
- 3 県が管理する河川区域内の雑木等のうち、治水安全上危険となるものについては、伐採等適切な管理を行うこと。

< 現況・課題 >

長野県は、千曲川、木曾川、天竜川等全国有数の河川を有し、河川延長が長いうえ、急峻な地形と脆弱な地質のため、台風や梅雨、近年多発している局地的集中豪雨などの際には、堤防の決壊や河川の氾濫により甚大な被害を受ける恐れがあります。

しかしながら、河川整備費はピーク時に比べ激減しているのが現状であり、住民の生命や財産を守るため、河川整備は緊急の課題であります。また、河川内に自生する雑木の伐採等の維持管理についても、防災上や景観上の観点から伐採等の適切な管理が求められます。

< 参 考 >

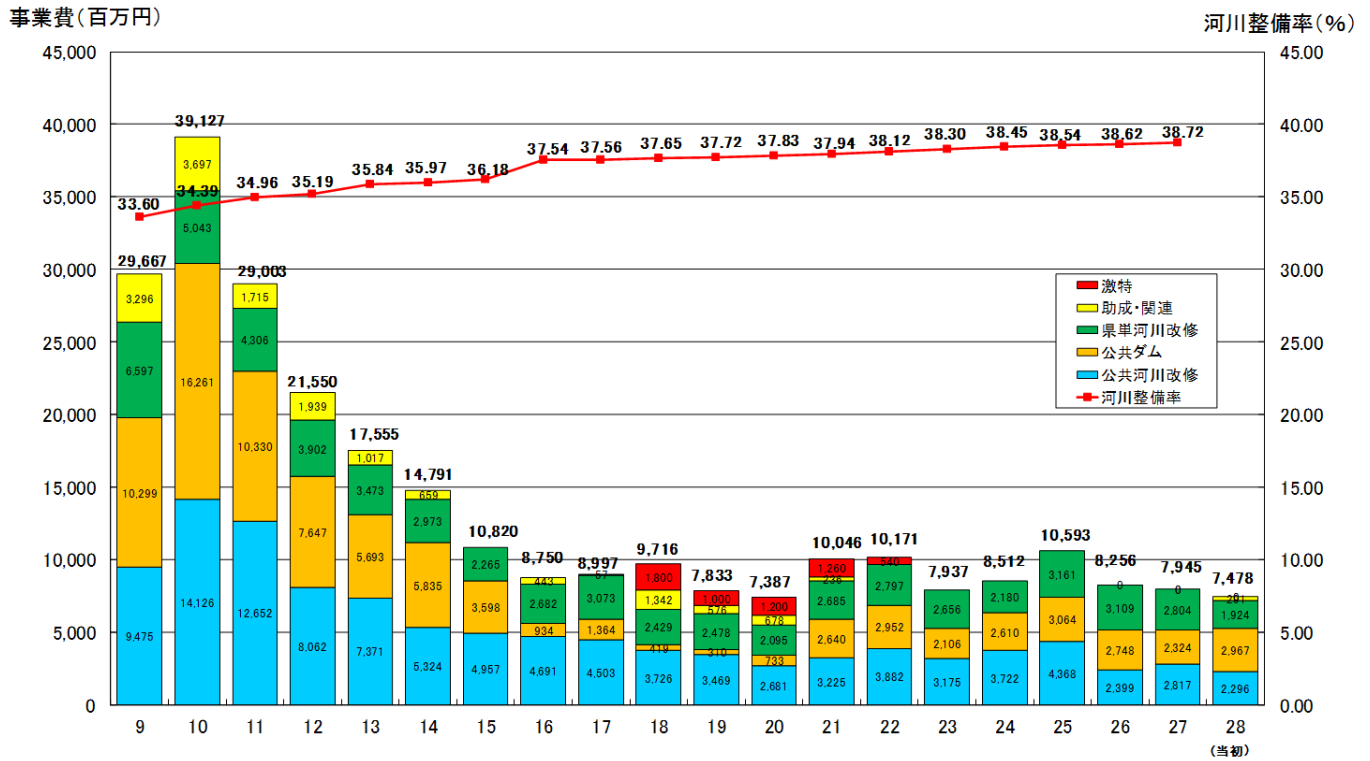
県管理河川の整備状況

【整備率(平成27年度末)】

水系名	河川数	延長(km)	整備率(%)
信濃川水系	337	2,547.6	34.33
天竜川水系	279	1,409.8	48.14
木曾川水系	71	531.7	20.77
姫川	23	142.1	72.71
矢作川	12	73.4	68.97
富士川	7	51.3	0.00
関川	7	42.9	69.15
利根川	1	3.9	—
合 計	737	4,802.7	38.72

【河川事業費の推移】

河川事業費と河川整備率の推移



【準用河川改修事業】

○ 交付金事業(補助率 1/3)の採択基準

採択基準	総事業費：概ね 4 億円以上 24 億円以内 氾濫被害：農地 60ha、家屋 50 戸、宅地 5ha 以上 他要件あり
------	--

○ 近年での準用河川改修事業実施状況

- ・ 千曲市：東林坊川 H21～H25 全体事業費 4 億円
- ・ 長野市：北八幡川 H18～H22 全体事業費 6.7 億円

○ 町村が管理する準用河川は河川法が適用されるが、小規模な沢などの普通河川は河川法が適用されないため、交付金による河川改修事業を導入できない。普通河川の管理は、市町村の公共物管理条例によるか、条例が制定されていない場合は国有財産法の規定による。